

平成29年2月20日

未来を考える脱原発四電株主会 御中

四国電力株式会社

貴平成29年1月23日付質問状に係るご回答

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申しあげます。

題記質問状においてご質問いただいております内容につきまして、下記のとおり、ご回答いたします。

敬具

記

1. 原子力発電の必要性および伊方発電所の安全性について

1-1 当社における原子力発電の位置づけについて

当社は、原子力発電に携わる事業者として、エネルギー基本計画に示された国のエネルギー政策のもと、原子力発電を当社グループの事業経営の安定化はもとより、将来を見据えた事業戦略の展開においても欠くことのできない基幹電源と位置づけ、新たな規制基準への対応や独自の対策により安全を確保したうえで、引き続き活用していきたいと考えております。

1-2 伊方発電所における基準地震動等について

伊方発電所の耐震設計におきましては、過去の地震や活断層の存在により震源が特定されている地震については、伊方発電所の北方沖合を通る中央構造線断層帯とその延長にある九州側の断層帯などについて詳細に調査したうえで、不確かな部分は、より大きな地震動になるよう設定し、最大規模の地震の揺れ（基準地震動）として最大650ガルの地震動を策定しております。

また、地震と活断層の関係が不明確であった過去の国内の地震についても、「震源を特定せず策定する地震動」として、最大620ガルの基準地震動に加えております。

なお、伊方発電所の基準地震動は、伊方発電所が建てられている岩盤における地震の揺れを想定したものです。建物の上層では揺れが増幅するため、5,000ガルを超える個所もありますが、安全上重要な施設は、この激しい揺れにも耐えられることを確認しております。

1-3 伊方発電所北側海域における活断層の状況について

当社は、伊方発電所の敷地沿岸を含めて詳細な地質調査を行っており、ご指摘の海域には活断層がないことを確認しております。佐田岬半島北側の海底谷についても、佐田岬半島の湾内における海陸連続した高解像度の音波探査やヘリコプターによる海陸を統合した重力探査を実施し、その直下に活断層が存在しないことを確認しており、地震動評価に影響するものではないと考えております。

なお、ご指摘の「伊方原発の北約600mの地点に活動的な中央構造線本体があり地震を引き起こす活断層であるという研究成果」とは、平成28年9月の日本地質学会において、元愛媛大学学長の小松正幸氏らの研究グループにより発表されたものと存じますが、これは同学会において承認されたものではなく、新たな知見として認められたものではありません。

2. MOX燃料の価格と安全性等について

2-1 プルサーマルの継続について

平成28年12月21日に開催された原子力関係閣僚会議において明確に確認されましたとおり、エネルギー資源に乏しいわが国は、将来にわたりエネルギーを安定的に確保するとともに、ウラン燃料を再利用し放射性廃棄物を適切に処理・処分する観点から、核燃料サイクルの推進を基本的方針としております。

伊方発電所におけるプルサーマルにつきましては、平成28年12月21日付「貴平成28年11月25日付質問状に係るご回答」にて回答いたしましたとおり、ウラン資源の有効活用を図るための手段として、安全性を最優先に継続していくことが重要と考えております。

3. 伊方発電所の緊急時対策所について

3-1 新たに設置した緊急時対策所について

新たに設置した緊急時対策所は、伊方発電所3号機の原子炉格納容器の中心から約170m離れた標高32mの高台に位置しております。その延床面積は約270㎡、壁の厚さは最大で100cm、最小で80cmであり、重大事故時において放射線量が高くなることが予想される面の壁を他より厚くしています。

この緊急時対策所へのアクセスについては、基本的に、徒歩での移動を想定し、複数のルートを設定しております。移動ルートには、基準地震動に相当する地震の揺れでも機能を喪失しない階段等を設けており、災害発生時には、複数のルートのう

ち、被害の少ないルートを選択して移動することとしております。

また、異常事態等への対処につきましては、伊方発電所では、原子炉等規制法に基づき定めた「保安規定」により異常事態の発生に対処するとともに、万一の備えとして、原子力災害対策特別措置法に基づき「原子力事業者防災業務計画」を定め、緊急事態発生時の体制を整えています。

伊方発電所では、災害発生時および災害発生のおそれがある場合には、これらの定めに基づき、非常事態対策本部の設置、防災要員の動員、放射能の拡散防止、施設の復旧対策、社内外への通報連絡等、必要な措置を講じることとしています。

3-2 従来の緊急時対策所について

従来の緊急時対策所は、伊方発電所2号機近傍の標高10mの位置に建設した鉄筋コンクリート造7階建ての総合事務所の2階部分にあり、コンクリートの壁の厚さは70cm、緊急時対策所部分の床面積は約600㎡です。

この施設は、新たに設置した緊急時対策所と同等に、100名程度の活動要員を収容することが可能であり、放射性物質の流入を防ぐための設備やライフラインを確保するための設備など、重大事故発生時における緊急時対策所として必要な機能を十分に備えております。

4. 損益計算書における他社購入電力料について

4-1 近年の他社購入電力料の増加について

近年の他社購入電力料の増加の主な理由は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の影響によるものでありますが、平成22年度から平成23年度にかけての他社購入電力料の増加の主な理由は、平成23年4月以降、伊方発電所の各号機が順次定期検査に入り、運転を停止したことに伴い、安定供給に必要な電力を確保するために、電源開発株式会社や自家発電設備を有する事業者等からの電力の購入量が増加したことによるものです。

また、個々の電力購入先との間の取引内容につきましては、平成28年12月21日付「貴平成28年11月25日付質問状に係るご回答」にて回答いたしましたとおり、購入先との間で契約上の守秘義務がありますので、回答を差し控えさせていただきます。

なお、このたびのご質問では、電源開発株式会社が販売電力量を公開していることを理由に、同社と当社の取引内容が守秘義務にあたらぬ旨を述べておられますが、両社ともに、電力の販売先と購入先は複数あり、個々の取引ごとに取引条件は異なっており、その内容を公開しておりません。個々の取引先との間の取引内容や

取引条件等の情報を安易に開示する行為は、契約上の守秘義務違反として債務不履行責任を生じさせるほか、企業としての信用を損ない、企業価値の毀損につながることをご理解くださいますようお願いいたします。

5. 伊方発電所において建設中のトンネルについて

5-1 トンネルの出口等について

伊方発電所の敷地には高低差があり、階段状の地形であるため、現在のところ、1・2号機近傍から3号機近傍に至る、一般車両が通行可能な道路は、山手側の1ルートのみ状況です。

伊方発電所では、今後、非常用ガスタービン発電機の設置をはじめとする諸工事を予定しており、山手側の道路の通行の一部を一時的に制限することも考えられます。このような場合でも、発電所構内における車両等の円滑な通行と交通安全を確保できるよう、1・2号機近傍から、この山手側の道路を迂回して3号機近傍に至る新たなルートとして、トンネル工事を実施しているものであります。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

四国電力株式会社 総務部 株式・文書グループ